

## 地域人材確保支援委託業務仕様書

### 1 業務名

地域人材確保支援委託業務

### 2 業務目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、本市の有効求人倍率は本年4月以降、大きく落ち込んでいるが、本市の人口推移を鑑みると、今後、少子高齢化や生産年齢人口の減少が見込まれることから、将来的に市内企業の人手不足は年々深刻になると予想される。

そこで、労働力の需給両面のニーズを的確に把握し、企業と労働者の両主体に働きかけることで、U・Iターン人材や移住者など市外人材の広範な獲得と、女性、高齢者、外国人等の多様な働き手と企業のマッチング促進を目指すとともに、採用人材の定着率向上とこれらの取組を支える労働環境改善を支援する。

具体的には、人材確保や職場環境改善など地域企業が抱える課題を解決に導くコーディネータを設置することで専門家派遣等による支援体制を構築し、人材確保に関し中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題の解決を支援するとともに、U・Iターン人材の獲得を目的に地域企業における採用プロセスの幅を広げるために、昨今トレンドになりつつあるオンライン合同企業説明会を開催する。

また、西条市の地域ポータルサイトから地域企業が持つ独自の魅力を発信するため、経営者や従業員への取材を通じて素材となる情報コンテンツ（記事・写真・動画）を作成する。

更に、将来にわたる安定的な人材の確保を実現するため、市内企業における人材の充足状況、採用状況、定着・育成状況、求人・求職双方のニーズなどを幅広く調査し、多様な人材の発掘・確保、従業員の定着支援に向けた取組や支援体制等を検討し、効果検証を行う。

### 3 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

### 4 業務内容

#### (1) コーディネータによる相談窓口の設置

人材確保や職場環境改善など地域企業が抱える課題を解決に導くコーディネータを起用し、支援対象者からの相談等に対応する相談窓口を設置する。

#### (2) 専門家とのネットワーク構築

次年度以降の支援先企業への派遣を目的とし、中小企業診断士や社会保険労務士等の専門家とのネットワークを構築する。コーディネータが対応できない高度・専門的分野の案件等について、域内外から最適な専門家を選定し、招聘できる体制を整える。

(3) セミナーの開催

採用、人材定着、労働環境改善等の各種情報提供、支援ニーズの把握、企業等の連携促進等のためセミナーを開催する。

(4) 企業等訪問と情報収集

採用、人材定着、労働環境改善等の支援ニーズ把握、支援企業への提案、各種情報提供等のため、市内企業を訪問する。また幅広い情報収集のため、域外企業、金融機関、大学、研究機関等を訪問する。

(5) 企業情報に関するコンテンツ作成

西条市が運営する地域ポータルサイト「市民とともに発信する愛媛県西条市のまち PR サイト LOVE SAIJO」に地域企業の情報を掲載し情報発信するため、経営者や従業員への取材を通じて素材となる情報コンテンツ（記事・写真・動画）を作成する。

(6) オンライン合同企業説明会の開催

地域企業における採用プロセスの幅を広げるため、U・I ターン人材の獲得を目的に新規卒業者をターゲットにしたオンライン合同企業説明会を開催する。

(7) 人材確保に向けた基礎調査及び研究

企業の人材確保に向け、求人側と求職側の両面のニーズを幅広く把握するため、先の情報収集等に加え、アンケート調査や統計情報を分析し、本市の雇用環境の現状と将来予測、人材確保に向け考えられる取組内容、支援体制等についてそれぞれの効果見込み等を調査・研究し報告する。

(8) その他

上記目標を達成するために必要な業務を行う。

5 成果品の納品場所

本業務の成果品の納入先は、西条市役所産業経済部産業振興課とする。

6 成果品の帰属等

本業務における成果については、全て本市に帰属するものであり、本市の承諾を得ずに複製したり、他に公表してはならない。

7 留意事項

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託事業者の提案内容を制限するものではない。

## 8 契約に関する条件等

### (1) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、西条市個人情報保護条例（平成16年西条市条例第12号）を遵守しなければならない。

### (2) 再委託

事業実施について提携先等への再委託を行う場合は、その業務内容、再委託の範囲を明確に記載すること。

### (3) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

## 9 その他

(1) 受託事業者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し、本市の承諾を得ること。

(2) 受託事業者は、本業務に関する資料等を収集し、十分な調査をすること。

(3) 本仕様書に明記されていない事項、又は業務遂行に際して疑義が生じた場合は、本市担当者と協議の上、その指示に従うこと。